

議 事 日 程

第 12 回定例会
R 5.12.13 午後 3 時
狛江市防災センター 3 階会議室

1 審議事項

(1) 議案第 34 号

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱

2 報告事項

－ 議会報告 －

(1) 令和 5 年狛江市議会第 4 回定例会の結果について (1)

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

な し

議案第 34 号

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 13 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立学校部活動等大会参加補助金に係る実績報告後の精算について、所要の改正を行う。

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）

令和5年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱（平成15年教委要綱第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（補助金交付額の確定）</u></p> <p>第8条 市長は、前条に規定する実績報告があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付確定通知書（第5号様式）（以下「確定通知書」という。）により、当該校長に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による補助金額の確定により、補助金の精算が必要な場合は、確定通知書とともに精算すべき補助金の納付書を当該校長へ送付し、精算金の返還を請求するものとする。</p> <p>3 校長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに精算金を返還しなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p>第9条 （略）</p>	<p>（その他）</p> <p>第8条 （略）</p>

第4号様式の次に別紙の1様式を加える。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市長

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付確定通知書

年 月 日付け狛 発第 号で交付決定のありました
年度狛江市立学校部活動等大会参加補助金（ ）について、年
月 日付けをもって提出された実績報告書の審査の結果、補助事業が当該補助金の交付
決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められることから、狛江市立学校部
活動等大会参加補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおりその額を確定し
ます。

記

- 1 既交付額 _____円
- 2 交付確定額 _____円
- 3 精算額 _____円

精算額が発生する場合は、年 月 日までに別添の納付書により返還するようお
願いいたします。

※ 補助金に係る文書・領収書等は、補助事業完了後5年間の保存をお願いします。

■令和5年狛江市議会第4回定例会の結果について(1)

(会期：令和5年11月24日～12月22日)

○議案(教育委員会関連)

議案		結果
議案第 14 号	令和5年度狛江市一般会計補正予算(第4号)	可決
議案第 19 号	狛江市立公民館条例の一部を改正する条例	可決
議案第 20 号	狛江市立小学校児童用タブレット等の購入	可決